

# 総括

# I 富士市の概要

## 1 市のあらまし

現在の富士市は、昭和41年（1966年）11月1日、隣市2市1町（吉原市、富士市、鷹岡町）の合併により市制施行し、平成20年11月1日に富士川町と合併しました。

市域は、北に霊峰「富士」と愛鷹連山、西に富士川、東に浮島ヶ原、南には駿河湾を望み、優れた景観に恵まれた素晴らしい自然環境の下にあります。また、豊かな森林資源により涵養された良質豊富な水資源（地下水、湧水）により、古くから「駿河半紙」の伝統を生かした製紙業が勃興し、以来、製紙工業が発展を遂げ、全国有数の“紙のまち”として発展してきました。

また、これまでの経済成長及び運輸交通等の産業基盤整備と相まって、電気、輸送用機械、化学薬品、食料品等の非用水型工業とともに商業やその他の産業も発展し、県下有数の工業都市となりました。

## 2 位置・面積

本州の中央部・富士山南麓に位置し、東京へ146km、大阪へ410km、静岡市へ34kmの距離にあり、富士山周辺、箱根、伊豆半島への玄関口としても便利な位置にあります。

総面積244.94km<sup>2</sup>は静岡県の面積の3.1%を占め、県内で8番目の面積を持つ自治体となります。このうち1/3は山林で占められ、次いで宅地、田畑の順となっています。広大な富士・愛鷹山麓の森林資源に恵まれた林業並びに都市近郊農業も盛んに行われています。

図-1 富士市の位置

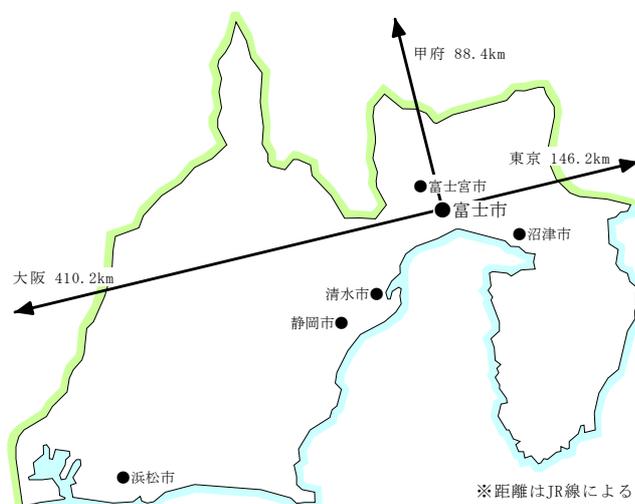


表-1 位置及び広がり

区分	位置及び広がり
面積	244.94km <sup>2</sup>
広がり	東西 23.2km 南北 27.1km
極 東	東経 138 度 48 分 44 秒
極 西	東経 138 度 33 分 28 秒
極 南	北緯 35 度 06 分 54 秒
極 北	北緯 35 度 21 分 32 秒

## 3 地形・地質

北に高く南に低い単純傾斜地形ですが、海岸から富士山頂付近までの標高の高低差は極めて特徴的で、南北27.1km間に標高0mから3,680m（国土地理院2万5千分の1地形図による）に渡っています。

景観の上からは、富士・愛鷹火山が次第に傾斜を減じて緩やかな南面傾斜の山麓部を形成して平野部と低湿地帯に接し、海岸部には砂丘が発達しています。

平野部は富士川の流送堆積物により形成された加島平野が幅3～5km、デルタ状に約1/500の緩やかな勾配をもって西から東に向かうにつれ低くなり、浮島ヶ原に接しています。

東西10kmの海岸部には、標高15m前後、幅200～300mの砂丘が発達し、東部では、この内陸側に低湿地帯（浮島ヶ原）が形成されています。

地質は、主に富士・愛鷹火山系噴出物と河川流送堆積物からなり、溶岩・砂礫・粘土等が地域ごとに多様な地質と水系をなしています。

河川は、富士川・沼川をはじめとして潤井川・富士早川・和田川などが駿河湾に流入していません。

#### 4 気象

市域の大半は、海の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候となっています。夏は雨が多く、山麓では、時に濃霧が発生します。冬には晴天が続き、平野部での降雪はほとんど見られませんが、山間の一部は高山特有の気候を示しています。

風は全般的に弱く、移動性高気圧に覆われたときは、概ね9時頃と18時頃を境に海陸風が発生します。

表-2 富士市の気象データ

天気の日数と割合			気温(℃)			1日平均 湿度 (%)	1日平均 風速 (m/s)	年間 降水量 (mm)
晴	曇	雨	平均	最高	最低			
192日 52.5%	137日 37.4%	37日 10.1%	18.3	36.5	-0.4	67.1	2.8	2941.0

(令和6年1月～12月：富士市消防本部観測)

#### 5 運輸・交通

本州の中央部という地理的優位にあつて、各種輸送交通機関の体系が整備され、経済のみならず、富士市の多方面に渡る活力の基幹となっています。

表-3 東名富士・新東名新富士インター利用台数

年度	東名富士インター出入り台数(台)	新東名新富士インター出入り台数(台)
H26	6,067,886	5,055,237
H27	6,120,143	5,137,549
H28	6,263,914	5,329,338
H29	6,151,506	5,694,443
H30	6,092,755	5,847,892
R1	5,765,558	6,237,714
R2	4,993,717	5,252,332
R3	5,276,384	5,659,174
R4	5,443,250	6,150,006
R5	5,533,153	6,380,538
R6	5,646,035	6,771,523

(資料提供：中日本高速道路株式会社 東京支社)

表-4 田子の浦港貨物量状況

年次	田子の浦港貨物量状況 (t)		年次	田子の浦港貨物量状況 (t)	
	輸・移出	輸・移入		輸・移出	輸・移入
H25	418,061	3,226,714	R 1	320,716	2,975,872
H26	382,346	3,101,375	R 2	313,453	2,703,872
H27	360,194	3,128,688	R 3	306,174	2,704,706
H28	361,147	3,219,909	R 4	287,478	2,522,839
H29	367,453	3,234,342	R 5	270,420	2,563,635
H30	341,705	3,318,820	R 6	277,460	2,514,672

(資料提供：静岡県田子の浦港管理事務所)

## 6 人口・その他

表-5 世帯・人口（各年12月31日現在）

年次別	世帯数	総人口			一世帯 当たり人口	人口密度 km <sup>2</sup> 当たり
		総数	男	女		
昭和41年	38,152	165,608	83,842	81,766	4.3	769
令和元年	107,109	253,354	125,489	127,865	2.4	1,034
令和2年	108,163	252,243	124,960	127,283	2.3	1,030
令和3年	109,133	250,030	123,905	126,125	2.3	1,021
令和4年	109,727	249,094	123,465	125,629	2.3	1,017
令和5年	110,823	247,887	122,996	124,891	2.2	1,012
令和6年	111,198	246,491	122,463	124,028	2.2	1,006

表-6 公共下水道の状況（令和7年4月1日）

総人口 A	排水可能世帯 B	排水可能人口 C	下水道 普及率 C/A	水洗化世帯 D	水洗化人口 E	水洗化率 E/C
245,514人	90,240世帯	197,187人	80.3%	82,549世帯	181,467人	92.0%

## II 環境行政の推進

### 1 環境保全対策のあらまし

本市は、霊峰「富士」の南麓に位置し、豊富な地下水と森林資源に恵まれ、古くから紙パルプ産業が発達し、「紙のまち」として発展してきました。

さらに、昭和30年代における我が国の経済成長と相まって、化学工業・輸送用機械工業等の進出により、飛躍的な発展を遂げ、県下有数の工業都市となりました。

しかし、発展と同時に田子の浦港のヘドロ問題を始めとする水質汚濁・大気汚染・悪臭等あらゆる公害事象を発生させ、一時は「公害のデパート富士市」と言われるなど、全国的に汚名が知れ渡りました。これらの公害事象も、関係法令の整備、企業や市民の理解と協力による防止対策の推進により改善がなされてきました。

近年、環境問題もこれまでの典型7公害から社会構造の変化や地球環境問題など時間的・空間的な広がりを持ってきたことから、新たな視点に立った総合的・計画的な行政を推進することが必要となっています。

また、本市は、平成13年4月から特例市（現、施行時特例市）として水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、平成18年4月からは「静岡県事務処理の特例に関する条例」により大気汚染防止法、



ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部の権限が県知事より移譲され、市で自主的な取り組みを進めていくこととなりました。

国は、平成5年に「環境基本法」を定め、本市も地域の環境問題に適切に対応するため、「富士市環境基本条例（平成12年12月）」を制定し、その翌年に「富士市環境基本計画（平成14年3月）」、その後、環境をとりまく情勢の変化等を踏まえ、「第二次富士市環境基本計画（平成23年3月）」、さらに、「生物多様性ふじ戦略」、「富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を含めた「第三次富士市環境基本計画（令和3年3月）」を策定しています。計画では、令和32年度における望ましい環境像を「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」と定め、令和12年度の目指す将来像を描くとともに、基本目標や推進体制等を示しています。

また、本市は、生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略の方針に基づき、生物多様性を将来にわたり守り活かしていくため、「生物多様性ふじ戦略（令和2年3月）」を策定しました。

戦略では、長期的な視点として、2050年度における将来像「いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち ふじ」を展望しつつ、短期的には、2030年度までの11年間を計画期間とし、総合的、かつ計画的に講ずべき施策や行動計画を定めるとともに、特に重点的に取り組む「重点プロジェクト」などを設定し、市・市民・事業者が取り組むべき事例等を示しています。

## (1) 大気汚染問題

電力需要の増加に対応するため、昭和 42 年に大手電力会社の富士川火力発電所建設計画が浮上しました。これは、当地域で消費される膨大な電力を安定的に確保するため、合計 105 万 kW 規模の発電所を富士川左岸に建設しようとする内容のものでした。これに端を発し、公害反対の市民運動が急速に高まりを見せました。昭和 44 年 3 月には、火力発電所の建設を審議する富士市議会本会議場に、多くの市民が集まり座り込み行動等を行い、その結果、県警機動隊が出動するなど、当時としては希な緊迫した地方議会となりました。これがやがて火力発電所建設中止という事態につながり、多くの市民の反公害意識が急速に高まっていった時期でもありました。

一方、大気汚染防止法が施行整備されたことに伴い、市では昭和 45 年「大気汚染常時監視装置」を導入し、緊急時にも即応できるよう監視体制の強化を図り現在に至っています。

また、昭和 46 年 2 月、市民の健康被害の救済を図るため「富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」を県下で初めて制定すると共に、各企業に対しても大気汚染の防止指導を進めてきました。しかし、二酸化硫黄の環境基準が達成できず、本市の大気汚染は依然として深刻な状況にありました。



[自排塔の木測定局]

このため、市では、昭和 50 年度までに硫黄酸化物濃度の 1 時間値の年平均値を、市内どの地域においても 0.03ppm 以下とする「富士 503 計画」を策定しました。

この計画は、硫黄酸化物排出事業所に対し、昭和 46 年度排出量の平均 56% を削減すべく工場毎に排出量の割り当てを行う、いわゆる総量規制方式を導入したものであり、当時全国でも画期的な行政指導でした。その後、大気汚染防止法の改正に伴い、新たに総量規制が取り入れられ、本市へも適用されることとなりました。

これにより、昭和 53 年度に二酸化硫黄は環境基準を完全達成しました。その後、大気汚染の状況を踏まえた公害健康被害保健法の改正に準じ、昭和 62 年 12 月、「富士市公害健康被害補償条例」の一部改正を行い、被害者の新規認定がなくなりました。

また、本市独特の事象として、晴れた日に遠方より本市を見ると他の地域は青空が広がっているのに本市上空は、スモッグに覆われる富士市特有のスモッグの発生がありました。

このため、この現象を科学的に解明し、その対策方法を研究し、平成 27 年度を目標達成期間とした「富士スモッグ改善計画（平成 19 年 3 月）」を策定しました。この計画を推進するため、同年 10 月には、「富士スモッグ改善計画推進協議会」を設置し、個別の施策を実施することにより、硫黄酸化物や窒素酸化物、粒子状物質等の大気汚染物質の排出量は、計画の最終目標を達成しました。

現在の大気環境は、法で定める環境基準について、全国的に達成されていない光化学オキシダントを除き、平成 24 年度以降達成しており、他市と比較しても遜色ない状態となっています。

## (2) 悪臭問題

紙パルプ製造業から発生する硫黄系の悪臭は、昭和40年代より大きな問題となってきました。国は、昭和47年5月に悪臭防止法を施行し、翌年1月、本市も地域指定を受け、規制が行われるようになると、紙・パルプ製造工場では、悪臭物質排出量の大幅な減少を目指した急速な施設改善を行い、規制基準への対応を図りました。

しかし、当時の悪臭防止法の規制方法は、特定物質だけの濃度規制であるため、全ての悪臭に対応できず、公害に対する市民意識の高まりが、悪臭苦情の増加という現象であられました。

本市では、これに対応するため、昭和50年2月に「悪臭のない美しい街づくりのために」と題した諮問を富士市公害対策審議会に行い、4年余りの調査・検討の結果、昭和54年3月に答申を得ました。この答申内容を踏まえ、悪臭防止法を補完するため、臭気評価法である官能試験法のうち全ての臭気に対応することができる「三点比較式臭袋法」を採用した「富士市悪臭公害防止対策指導要綱（昭和55年3月）」を告示、同年10月1日より施行しました。

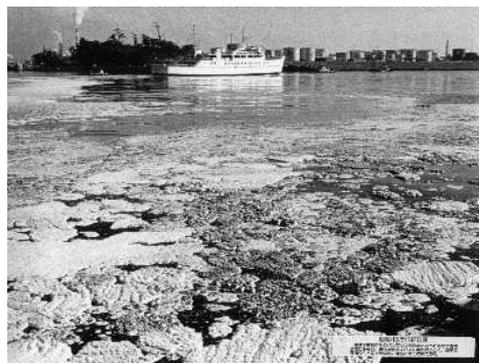
しかし、住工混在という本市の都市形態の中で発生する多種多様な悪臭に対応するとともに、新幹線「新富士駅」の開業などに伴う「快適で美しい街づくり」を進める上で、臭気環境をより一層改善する必要が求められてきたことから、平成元年及び平成7年に要綱を一部改正するなど、悪臭の防止に努めました。

また、悪臭防止法の改正を受け、悪臭防止法の臭気指数規制に一本化することとなり、平成17年度から適用されて現在に至っています。なお、旧富士川町地区では、合併後、しばらくの間は物質濃度規制を適用していましたが、平成23年3月からは臭気指数規制となっています。

### (3) 水質汚濁問題

紙パルプ製造業の発展は、水を大量に使用し、同時に大量の排出水を河川に放流していました。この排出水は当時「悪水」と呼ばれ、市内の河川を汚濁し、下流で河川水を利用する農業に被害が発生していました。県では、昭和26年にこの対策の一環として、製紙工場などから出る排出水を集めて流す、工場排水専用排水路（都市下水路）である「岳南排水路」の建設に着手しました。

昭和44年11月、「岳南排水路汚水問題研究会」が創設され、排出水の最終処理に関する具体的検討に入り、大企業は個別処理、中小企業は岳南排水路の共同処理とする基本方針が決定されましたが、地元企業や住民からの理解が得られず、県は水質汚濁防止法による排水基準の適用期限を考慮した結果、全工場による個別処理とすることを決定しました。この間、日量約150万トンという膨大な排出水が田子の浦港内に流入し、田子の浦港が沈殿池的な役割を果たし、その浮遊物質（SS）の一部がヘドロとして堆積し、毎年浚渫作業や調査を行っていたものの増え続け、船舶や漁業にも被害が発生しました。



[昭和45年(1970年)頃の田子の浦港]

また、浚渫すること自体にも漁業被害拡大のおそれがあるため漁民の強い反対がありました。

昭和44年に一時的に浚渫を停止したところ、昭和45年5月に、ヘドロによる船舶立ち往生事件が起こり、この出来事を機に田子の浦港のヘドロ及び発生する硫化水素の問題が、マスコミに深刻な水質汚濁等の問題としてクローズアップされ、全国的に報道される事となりました。

昭和46年4月よりヘドロ処理が開始され、昭和56年3月まで10年間にわたる長い年月を経て、合計1,823,725トン、総事業費67億7,800万円で終了しました。また、漁業補償については、(一社)静岡県紙業協会が県漁連に対し、見舞金として11億円を支払い和解となりました。

なお、(社)富士環境保全協会(企業代理)は、田子の浦港の機能維持を目的として、県と昭和52年4月、田子の浦水域に流入する浮遊物質の年間総量を2万トン以下にする、「2万トンSS協定」を締結するとともに、岳南排水路に濁度計を設置し、その常時監視にあたっています。

生活環境項目の代表的な指標である河川のBODは昭和56年以降、環境基準を概ね達成しておりますが、海域のCODは、A・B水域で近年上昇傾向にあります。なお、健康項目27項目については、河川・海域ともに環境基準を達成しています。

県は、ダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成14年9月に河川、海域の底質の環境基準が施行されたことを受け、田子の浦港内の底質のダイオキシン類を75地点で調査し、37地点で環境基準を超過していることが判明したため、「田子の浦港底質(ダイオキシン類)浄化対策事業計画」を策定し、平成16年7月より汚染土砂の除去工事に着手し、令和4年度に完了しました。

また、本市は、県のダイオキシン類測定計画に基づき河川、海域の水質調査を実施しており、いずれも環境基準を達成しています。

#### (4) 地下水の有機塩素系化合物汚染問題

トリクロロエチレン等による地下水汚染問題については、昭和 59 年より概況の把握を目的に、市内の 7 測点を定点とした調査を開始し、併せて有機塩素系化合物を使用していると思われる事業所を対象にアンケートで使用量の把握を行いました。

平成 2 年、観測地点(県 14 測点、市 7 測点、(うち 5 測点重複)合計 16 測点)のうち、久沢・入山瀬、蓼原、原田地区の井戸が地下水の評価基準を超過していることが判明し、平成 4 年には、柳島地区で新たに汚染井戸を確認しました。また、周辺井戸の調査を行う一方で、基準超過井戸所有者には、飲用の中止や上水道への転換の指導を行うと共に、汚染発生源の追跡調査や有機塩素系化合物の使用工場への立ち入り調査も行いました。

その後、柳島地区を除く 3 地区の汚染井戸は、有機塩素系化合物使用事業所の溶剤転換、廃止等により、徐々に回復が見られ、現在では環境基準を達成しています。

平成 10 年 1 月には、柳島地区にある電気機械製造工場の自主検査でトリクロロエチレンによる地下水汚染が報告されたことから、県・市は工場敷地外への汚染の影響を把握するため、周辺井戸 195 本について水質調査を実施しました。その結果、5 本の井戸で環境基準を超過するトリクロロエチレンが検出されたため、所有者に対して飲用回避、上水道への転換等の指導を行いました。汚染の原因は、昭和 34 年頃から平成元年までの間、同工場で製品の脱脂洗浄用に使用されていたトリクロロエチレンによるもので、浄化対策として汚染土壌の除去、抽気処理及び活性炭吸着による地下水浄化、バリア井戸の設置などを指導しました。また、市は工場内外に定点観測井戸を設定し、地下水の水質の継続監視を行っています。

平成 14 年 4 月には、鮫島地区にある化学工場で、新工場建設に伴う掘削工事排水中に環境基準を超過するテトラクロロエチレンが検出され、市では工場敷地外への汚染の影響を把握するため、周辺井戸 18 本について水質調査を実施しましたが、テトラクロロエチレン等は検出されませんでした。汚染の原因は、昭和 50 年頃から同工場の被覆肥料製造過程で被覆剤の溶剤として使用されているテトラクロロエチレンによるもので、市は、敷地内の汚染状況を特定するため、土壌ガス調査の実施を指示し、浄化対策として活性炭吸着によるバリア井戸及び揚水浄化井戸の設置、汚染土壌の処理などの指導を行いました。また、同工場が敷地外に設置した地下水観測用井戸を含めて工場内外に定点観測地点を設け、地下水の水質の継続監視を行っています。

また、旧富士川町地区では、平成元年 11 月に町の調査で、中之郷地区の工場から環境基準を超過するテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが検出され、平成 12 年には新たに四塩化炭素についても環境基準の超過が確認されました。工場敷地外への汚染の影響を把握するため、工場内を含めた周辺井戸の水質調査を実施しましたが、水道水源等の井戸ではテトラクロロエチレン等は検出されませんでした。汚染の原因は特定されていませんが、県及び旧富士川町は汚染源と推定される事業場に対し、フィンガープリント法による環境調査、活性炭吸着による地下水浄化などを指導しました。現在も中之郷地区の工場及び水道水源の井戸で定点観測地点を設け、地下水の水質の継続監視を行っています。

#### (5) ダイオキシン類による汚染土壌問題

平成 17 年 10 月、中日本高速道路㈱などが天間地区の新東名高速道路建設現場の土壌から、最大で環境基準値の 43 倍にあたるダイオキシン類が検出されたと発表しました。また、土地所有工場は、直ちに飛散防止措置を取り、周辺住民への説明会等を行いました。

平成 18 年 12 月にダイオキシン類汚染土壌対策に関する協定を富士市・土地所有工場・中日本高速道路㈱との間で締結し、地域住民等の健全な生活環境の保全を目的として、土地所有工場により、汚染土壌の封じ込め対策が実施されました。その後、平成 20 年 3 月、ダイオキシン類汚染土壌の浄化処理等について定めた協定を、富士市・土地所有工場・中日本高速道路㈱との間で締結し、この協定に基づき、全ての汚染土壌の浄化処理が完了するまでの間、市は定期的に地下水の水質のダイオキシン類について継続監視を行うこととしています。

その後、平成 29 年 12 月、土地所有工場による汚染土壌（一部）の掘削除去工事が開始され、令和 4 年度に除去が終了しています。

市は、平成 20 年に締結した協定に基づき、ダイオキシン類による汚染土壌が周囲への影響していないことを確認するためのモニタリングを継続するとともに、土地所有工場が実施するモニタリングにおいても問題ないことを確認しています。

#### (6) 地下水障害問題

本市では、工業の発達に伴い、昭和 30 年代後半より地下水の使用量が急速に増加したことにより、地下水位低下や塩水の混入現象等の地下水障害が発生してきました。特に、塩水化現象は、その後急速に海岸部から内陸部に拡大し、大量に水を使用する製紙工場は無論、各企業は死活問題となりました。

そこで、これら地下水障害に対処するため、昭和 42 年 2 月、官民協調による「岳南地域地下水利用対策協議会」を発足させ、地下水障害の改善を目的に、今までの地下水の過剰揚水を、当地区の適正な量の範囲に縮小するために、昭和 41 年度に着工して、昭和 46 年に一部給水された東駿河湾工業用水道（現：ふじさん工業用水道）に求めるという「水源転換計画」を実施しました。

この計画により、その後、地下水障害は急速に改善に向かいました。

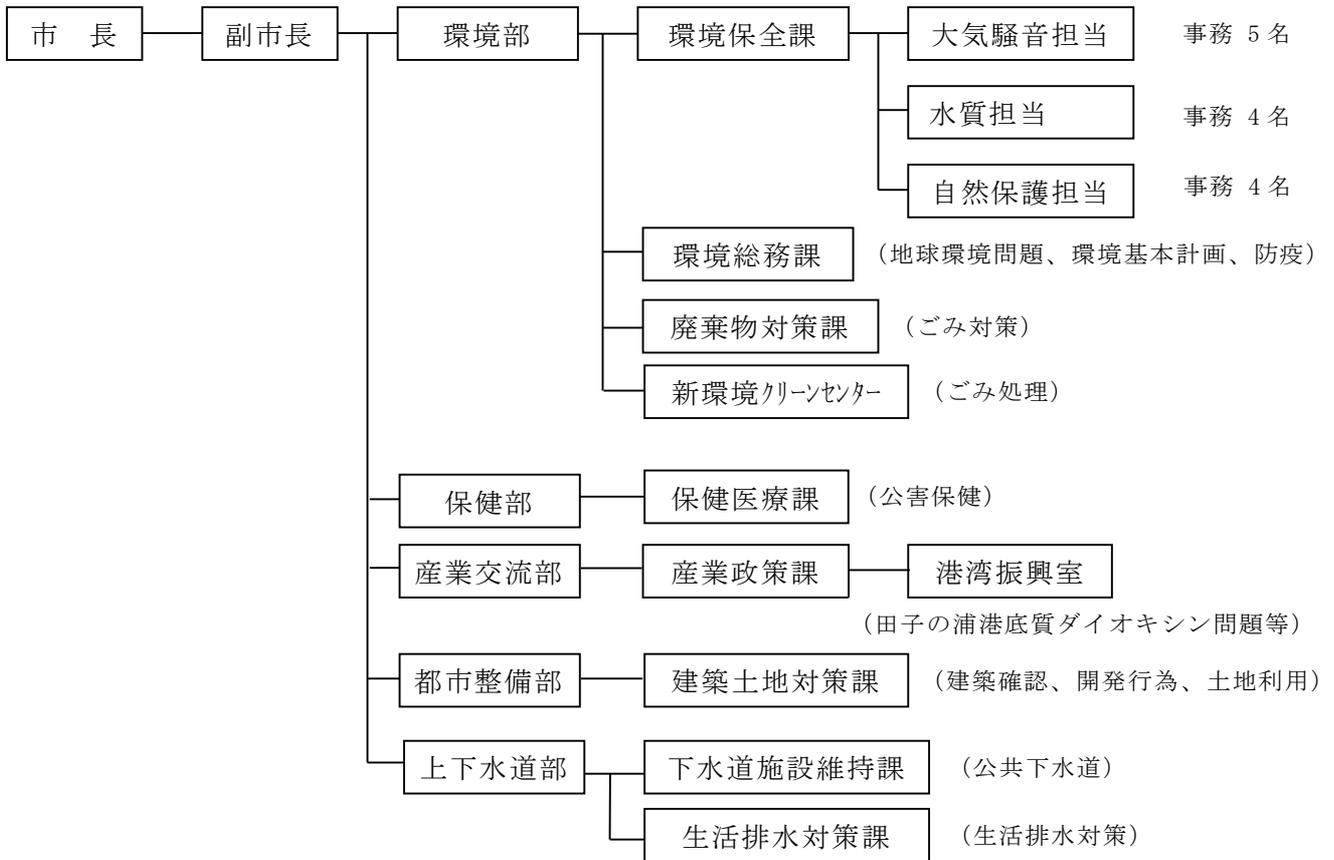
また、旧富士川町の「富士川右岸地域地下水利用対策協議会」は、合併に伴い「岳南地域地下水利用対策協議会」に統合されました。

なお、近年では地下水の過剰揚水による地盤沈下は発生していません。

## 2 環境行政機構等

### (1) 機構の概要

令和7年4月1日現在における環境行政機構の概要は以下のとおりです。



### (2) 環境保全課の分掌事務

- ①水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境調査、公害防止対策指導等を行うこと。
- ②騒音、振動等の公害を防止するため、環境調査、公害防止対策指導等を行うこと。
- ③大気汚染、悪臭等の公害を防止するため、環境調査、公害防止対策指導等を行うこと。
- ④地下水障害を防止し、地下水の持続可能な利用を図るため、地下水利用者等に対して適正な利用を指導すること。
- ⑤環境に対する市民等の意識の高揚を図るため、環境教育活動を行うこと。
- ⑥富士・愛鷹山麓地域の良好な自然環境を守るため、自然保護、環境保全及び啓発に係る活動を行うこと。
- ⑦自然生態系を保全するため、野生動植物を保護すること。
- ⑧身近な自然環境を保全するため、調査、巡視、啓発等の活動を行うこと。
- ⑨生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るため、これらに関する計画を策定し、推進すること。
- ⑩市街地に残された樹林樹木を保全するため、保護指定及び助成を行うこと。

### 3 環境審議会

#### (1) 構成

環境基本法第44条の規定に基づき、市の附属機関として、平成6年8月1日に設置しました。

表-7 富士市環境審議会委員名簿

(令和7年4月現在)

区 分	氏 名	委 員 現 職
学 識 経 験 者	水 谷 洋 一	静岡大学大学院グローバル共創科学領域教授
	秋 山 信 彦	東海大学海洋学部教授
	猿 田 勝 美	神奈川大学名誉教授
	石 田 明 生	常葉大学社会環境学部教授
	小 南 陽 亮	静岡大学大学院教育学領域教授
	小 野 寺 郷 子	(一社)会議ファシリテーター普及協会副代表理事
事業者及び事業者団体の代表	古 郡 英 治	富士商工会議所専務理事
	伊 藤 敏 明	(一社)静岡県紙業協会会員
市 民 代 表	荻 野 克 雄	富士環境衛生自治推進協会会長
	佐 藤 美 恵 子	富士市消費者運動連絡会常任理事
	小 澤 緑	富士自然観察の会会長
	久 松 啓 子	市民公募委員
	花 田 ミ ナ	市民公募委員
	下 田 和 奏	市民公募委員
関係行政機関の代表	柏 倉 賢 一	東部健康福祉センター 環境部長

(2) 審議会への諮問事項

諮問事項	年月日	審議事項等
市民の健康と安全を守り快適な生活環境づくりを重点目標とする公害防止対策のうち当面の大気汚染に係る環境基準達成のための大気汚染防止計画策定について	諮問 昭和 46 年 11 月 26 日 答申 昭和 47 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硫黄酸化物実測データの検討</li> <li>・ 拡散計算結果資料の検討</li> <li>・ 硫黄酸化物に係る環境基準達成計画の基本的な考え方について</li> <li>・ その他</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会：4 回 小委員会：3 回
悪臭除去に関する諸施策を実施するため市民意識の把握に伴う環境容量の設定及びその手法について	諮問 昭和 50 年 2 月 25 日 答申 昭和 54 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士市の悪臭の現状について</li> <li>・ 悪臭に係る市民意識調査結果の中間報告</li> <li>・ 三点式臭袋法の試技</li> <li>・ K P 工場悪臭野外調査結果解析報告</li> <li>・ 草加市視察 (三点式臭袋法による悪臭規制の実態)</li> <li>・ 臭気測定法について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会：5 回 小委員会：9 回
富士市悪臭公害防止対策指導要綱指導基準値の見直しについて	諮問 昭和 61 年 3 月 7 日 答申 昭和 63 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境庁「官能試験法調査報告書」による望ましい臭気濃度について</li> <li>・ 富士市における臭気強度と臭気濃度の関係について</li> <li>・ 臭気濃度の分布状況</li> <li>・ 悪臭苦情の状況</li> <li>・ 業種別基準値の違反状況</li> <li>・ 他自治体の規制状況について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会：3 回 小委員会：7 回
富士市環境基本計画の策定について	諮問 平成 12 年 8 月 1 日 答申 平成 14 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本計画方針案に基づく施策体系について</li> <li>・ 環境基本計画素案に関する意見について</li> <li>・ 重点取組項目、数値目標、環境配慮指針について</li> <li>・ 進行管理方策について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会：14 回 部会：2 回
富士市における悪臭防止対策について	諮問 平成 14 年 9 月 6 日 答申 平成 16 年 7 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士市における悪臭防止対策について</li> <li>・ 気体排出口の規制(2号規制)の考え方について</li> <li>・ 富士市悪臭公害防止対策指導要綱と悪臭防止法の関係について</li> <li>・ 審議会の開催状況</li> </ul> 審 議 会：4 回 部会：10 回

富士市環境基本計画の策定について	諮問 平成 21 年 11 月 13 日 答申 平成 22 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 望ましい環境像・環境目標について</li> <li>・ 環境基本計画素案について</li> <li>・ 環境基本計画（案）の決定について（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の組み入れ）</li> <li>・ 審議会の開催状況 審議会：5回 温暖化協議会：4回</li> </ul>
富士市生物多様性地域戦略の策定について	諮問 平成 30 年 8 月 21 日 答申 令和元年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士市生物多様性地域戦略の策定について</li> <li>・ 生物多様性ふじ戦略（案）について</li> <li>・ 審議会の開催状況 審議会：4回 部会：5回</li> </ul>
第三次富士市環境基本計画の策定について	諮問 令和元年 7 月 19 日 答申 令和 2 年 10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三次富士市環境基本計画の策定について</li> <li>・ 第三次富士市環境基本計画(案)について</li> <li>・ 審議会の開催状況 審議会：5回 部会：4回</li> </ul>
「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に定める技術指針について	諮問 令和 2 年 10 月 26 日 答申 令和 3 年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に定める技術指針について</li> <li>・ 条例対象区域内の土砂埋め立て跡地における植林の状況調査</li> <li>・ 審議会の開催状況 審議会：2回 部会：5回</li> </ul>
1 富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について 2 富士市ゼロカーボン戦略 2050 の策定について	諮問 令和 4 年 4 月 13 日 答申 令和 5 年 3 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定及び富士市ゼロカーボン戦略 2050 策定について</li> <li>・ 審議会の開催状況 審議会：3回 部会：5回</li> </ul>

#### 4 富士地区化学物質等対策協議会

富士地区におけるダイオキシン類問題については、平成2年12月に「富士地区ダイオキシン対策協議会」を発足させ、業界及び行政が一体となってその対策等に取り組み、当初の目的を達成したことから、平成9年3月に一時解散しました。

しかし、平成12年1月、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、平成13年1月からは排出基準が適用される等、新たな対応が必要となりました。

また、ダイオキシン類問題だけでなく、PCB、環境ホルモン等化学物質に対する調査・対応も求められ、これらの課題に対しては、行政と業界が一体となって対応する必要があることから「富士地区化学物質等対策協議会」を平成12年9月に設立しました。なお、その後、各企業の実務担当者を対象とした研修会等様々な活動を展開した結果、当初の目標を達成することができたことから、本協議会を平成16年5月13日付で当分の間「休止」することにしました。

表-8 富士地区化学物質等対策協議会委員名簿

	所 属
会 長	富士市長
副 会 長	富士商工会議所会頭
委 員	(社)富士環境保全協会専務 <sup>※2</sup>
委 員	鷹岡商工会事務局長 <sup>※1</sup>
委 員	(社)富士環境保全協会大気部会部会長 <sup>※2</sup>
委 員	(社)富士環境保全協会水質部会副部会長 <sup>※2</sup>
委 員	(社)静岡県紙業協会環境保全委員会委員 <sup>※2</sup>
委 員	静岡県富士県行政センター所長 <sup>※3</sup>
委 員	静岡県富士工業技術センター所長 <sup>※4</sup>
委 員	富士宮市環境経済部長 <sup>※5</sup>
委 員	富士市環境部長

表-9 富士地区化学物質等対策協議会専門部委員

	所 属
部 会 長	(社)静岡県紙業協会環境保全委員会委員 <sup>※2</sup>
副 部 会 長	(社)富士環境保全協会大気部会部会長 <sup>※2</sup>
委 員	(社)富士環境保全協会水質部会副部会長 <sup>※2</sup>
委 員	王子製紙(株)富士工場環境管理室室長 <sup>※6</sup>
委 員	東芝キャリア(株)環境・工務担当グループ長 <sup>※8</sup>
委 員	アステラス静岡(株)総務部安全環境担当課長 <sup>※7</sup>
委 員	静岡県富士工業技術センター研究主幹 <sup>※4</sup>
委 員	岳南排水路管理組合事務局長

※1 鷹岡商工会は、富士川町商工会と合併し、現在、富士市商工会となっています。

※2 (社)富士環境保全協会、(社)静岡県紙業協会は、現在、一般社団法人になっています。

※3 静岡県富士県行政センターは、廃止されました。

※4 静岡県富士工業技術センターは現在、静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センターとなっています。

※5 富士宮市環境経済部は、現在、富士宮市環境部となっています。

※6 王子製紙(株)富士工場は、承継され、現在、王子マテリア(株)富士工場となっています。

※7 アステラス静岡(株)は、承継され、現在、日医工(株)静岡工場となっています。

※8 東芝キャリア(株)富士工場は、承継され、現在、日本キャリア(株)富士工場となっています。

## 5 公害防止協定等

### (1) 公害防止協定

本市は、法律等による規制を補完するため、あるいは公害未然防止を図るため、企業、ゴルフ場と市の間で「公害防止協定」を締結しています。平成20年に合併した旧富士川町域の事業場を含めると、令和6年度末現在における「公害防止協定」締結数は20協定となっています。

また、住民団体（町内会等）が直接企業と結んだ「公害防止協定」も存在し、市が把握している締結数は、13事業場に対し17協定となっています。

表-10 公害防止協定書締結事業場（事業場 対 市）

No.	事業所名	備 考
1	井出製紙(株)	現 大日製紙(株)
2	ポリプラスチック(株)富士工場	
3	富士製紙協同組合	
4	三仁製紙所	現 (株)三仁製紙所
5	富士産業廃棄物処理事業協同組合	現 (株)富士環境保全公社
6	サンリツ工業(株)	現 ユニプレス精密(株)厚原工場
7	(株)富士環境技術センター	現 (株)ヤマシマ技研
8	東洋インキ製造(株) 中日本高速道路(株)	現 トーヨーカラー(株)富士製造所
9	王子特殊紙(株)東海工場岩淵製造所	現 王子エフテックス(株)東海工場
10	イハラケミカル工業(株)静岡工場	現 クミアイ化学工業(株)静岡工場
11	(株)ホテイフーズコーポレーション富士川工場	
12	ニコー製紙(株)	現 花王製紙富士(株)
13	(株)プライムベーカーリー本社工場	
14	(株)ノダ富士川事業所	
15	白石工業(株)不二工場	
16	旭栄紙業(株)	現 コアレックス信栄(株)
17	ロンテックス(株)	現 ロンタイ(株)静岡工場
18	ヤマカ建材(株)	現 ヤマカ(株)
19	(株)十里木	農薬の使用に係る環境保全協定
20	表富士観光(株)	農薬の使用に係る環境保全協定

表-11 公害防止協定書締結事業場（事業場 対 住民団体）

No.	事業所名	備 考
1	五條製紙(株)	
2	田子浦パルプ(株)	
3	大興製紙(株)	
4	静岡瓦斯(株) ※	現 静岡ガス(株) 幹線管理グループ 吉原基地
5	ポリプラスチック	
6	豊年製紙(株)鷹岡工場	現 エリエールペーパー(株)富士工場鷹岡事業所
7	(株)マルカワ静岡工場 ※	
8	明治製紙(株)鷹岡工場	現 特種東海エコロン(株)本社工場
9	桜井化学興業(株)	
10	大昭和製紙(株)本社工場 ※	現 日本製紙(株)富士工場富士
11	丸王製紙(株)吉原工場	現 高尾丸王製紙(株)
12	富士環境マテリアル(株)及び丸王製紙(株)	現 高尾丸王製紙(株)
13	富士製紙協同組合	

※住民団体と複数の協定を締結している事業場

## 6 公害防止地域連絡会議

### (1) 富士市公害防止地域連絡会議

本市では、地域住民による事業所監視や未然防止のため、各地域に対策委員会が組織されてきました。公害防止に関するより一層の意識高揚と広域的公害に対する効果的な対応を図るため、昭和50年2月に「富士市公害防止地域連絡会議」が設立され、19地域の対策委員会により、地域相互の情報交換や連携したパトロールの実施などを行ってきました。

その後50年が経過し、当初の目的を達成できたことから、令和5年度以降当面の間「休止」することとしました。なお、各地域の活動は継続して実施しており、令和6年度は、6月の環境月間に併せ、17地域延べ53名が近隣事業所への環境監視パトロールを実施しました。

### (2) 地域委員会及び対象工場

表-12 地域委員会及び対象工場一覧表

(令和6年3月31日現在)

委員会名	地域名	対象工場
千鳥町区公害対策委員会	千鳥町区	ポリプラスチック(株)富士工場
富士見ヶ丘区公害対策委員会	富士見ヶ丘区	
三四軒屋区公害対策委員会	三四軒屋区	
宮島新田区公害対策委員会	宮島新田区	
助六区公害対策委員会	助六区	
新浜区公害対策委員会	新浜区	
田子浦浜通り公害対策委員会	新浜区・中丸区・小須区・田子区・鮫島区・前田新田区	旭化成(株)富士支社 (旭化成ファーマ(株)、旭化成エレクトロニクス(株)、ジェイカムアグリ(株)富士工場)
前田地区公害対策委員会	前田区	旭化成(株)富士支社 (旭化成ファーマ(株)、旭化成エレクトロニクス(株)、ジェイカムアグリ(株)富士工場) 静岡ガス(株)幹線管理グループ吉原基地、王子エフテックス(株)東海工場富士製造所、富士化工(株)、日本製紙(株)富士工場富士
蓼原一区公害対策委員会	蓼原一区	大興製紙(株)
蓼原二区公害対策委員会	蓼原二区	
荒田島二丁目公害対策委員会	荒田島二丁目	田子浦パルプ(株)
今井地区公害対策委員会	今井本町・今井東町・今井毘沙門町	日本製紙(株)富士工場鈴川
柳島日東区公害対策委員会	柳島日東区	日本製紙(株)富士工場富士
柳島区公害対策委員会	柳島区	
川成島区公害対策委員会	川成島区	
鷹岡本町一区公害対策委員会	鷹岡本町一区	特種東海エコロジー(株)、エリエールペーパー(株)富士工場鷹岡事業所
田端町公害対策委員会	田端町	王子マテリア(株)富士工場 第二工場
上田端町公害対策委員会	上田端町	
中桁区公害対策委員会	中桁区	

## 7 公害防止計画

静岡県は、富土地域について、公害対策基本法第 19 条の規定に基づき、昭和 47 年 5 月 30 日 内閣総理大臣による第 4 次公害防止計画策定地域の指定を受け、昭和 48 年 12 月に計画承認を得ました。各種施策の推進によって策定当初より環境は改善されたものの、目標達成までには至らなかったため、次のとおり延長されてきました。

令和 5 年 4 月、田子の浦港のダイオキシン類汚染底質除去が完了し、計画の目標を達成したため、公害防止計画は令和 4 年度をもって終了しました。

表-13 富土地域公害防止計画策定範囲と変遷

実施期間	策定範囲
昭和 48 年度～昭和 52 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、由比町、芝川町
昭和 53 年度～昭和 57 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、由比町、芝川町
昭和 58 年度～昭和 62 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、芝川町
昭和 63 年度～平成 4 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、芝川町
平成 5 年度～平成 9 年度	富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町
平成 10 年度～平成 14 年度	富士市、富士川町、蒲原町
平成 15 年度～平成 19 年度	富士市
平成 20 年度～平成 22 年度	富士市
平成 23 年度～平成 29 年度	富士市
平成 30 年度～令和 2 年度	富士市
令和 3 年度～令和 4 年度	富士市

## 8 公害未然防止指導

工場及び事業場の新增設などにあたっては、関係法令及び富士市公害防止対策に関する指導方針に基づき、公害未然防止の指導を行っています。また、静岡県生活環境の保全等に関する条例第 10 条に基づく事前協議の指導のほか、開発行為及び土地利用対策委員会の審議案件についても未然防止を指導し、必要に応じて公害未然防止確約書の提出を求め、指導の徹底を図っています。

さらに、(一社)富士環境保全協会では田子の浦港への S S 堆積量を定めた「S S 協定」に基づき、市内に 11 箇所の水質監視所を設け、濁度等の自主監視を行っています。

なお、特定施設を設置している事業場では、法律に基づき公害防止の統括者・管理者等を置き、公害未然防止の監視を日常的に行っています。

表-14 令和 6 年度事前協議等の件数

区分	新增設 事前協議	開発行為 予備調査等	土地 利用 申請
件数	0	18	16

## 9 環境教育・環境啓発活動

私たちの便利さや豊かさを優先するライフスタイルが、気候変動や地球温暖化、生物多様性の損失など様々な形で、複雑に絡み合いながら地球環境に危険をもたらしています。

このように、私たち一人ひとりが環境問題の原因に一端を担っているが、日常生活でこのようなことを意識することは稀です。

この問題を解決するためには、持続可能な社会に向けた総合的な取り組みが必要となるとともに、一人ひとりが環境に配慮した生活を心掛けることが求められます。

このため、環境に関する意識高揚を図るため、環境部として環境教育・環境啓発活動を実施しました。

### 環境保全課

まちづくりセンター講座のうち、自然体験講座の参加者に対し、以下の表のとおり、「富士市の生物多様性」について啓発を行いました。

表-15 令和6年度 「富士市の生物多様性」啓発

No.	日にち	場所	参加人数
1	5月22日	富士商工会議所	50
2	6月29日	丸火自然公園ほか	27
3	11月9日	浮島ヶ原自然公園	27

また、新環境クリーンセンター5階に、大気・騒音・水質の公害や生物多様性の啓発パネルを設置しています。生物多様性のパネルの内容は、生物多様性の本市における特徴、課題、市の取り組みをPRしています。

### 環境総務課

#### (1) ゼロカーボンチャレンジ冊子の配布

小学生向けの環境啓発冊子「ゼロカーボンチャレンジ」を作成し、小学4年生に配布しました。

冊子は、地球温暖化のしくみや影響についての説明と、デコ活（暮らしを豊かにし、CO<sub>2</sub>を減らす、環境にやさしいアクション）を紹介しています。

#### (2) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが地域の中で仲間と一緒に自分たちで環境に関する学習や具体的な取組・活動が出来るよう支援することを目的に、平成7年度より環境庁（現：環境省）事業として始まり、平成23年度より公益財団法人 日本環境協会が事業を継承して実施しています。

令和6年度の登録状況は、11クラブ、会員数153人、サポーター数132人で、各クラブ独自の活動を行っています。

富士市こどもエコクラブ交流会を実施しました。

富士タカオカライオンズクラブ協賛事業 富士市こどもエコクラブサポーター連絡会主催

『科学技術館へ行こう！！』

日 時：令和6年8月10日（土）

場 所：科学技術館、北の丸公園（皇居外苑）

内 容：東京都千代田区にある科学技術館で、暮らしを支えている技術や仕組み、地球環境を学んだ後、皇居外苑の北の丸公園で自然観察を行いました。

参加者：61名

(4) 地球温暖化防止ポスターの募集

夏休み期間中に、市内小学校4～6年生及び中学生を対象として、地球温暖化防止ポスターを募集し、小学生の部296点、中学生の部50点、計346点の応募がありました。

11月30日に優秀賞以上の表彰と作品の展示を行い、令和7年1月15日～1月22日にはロゼシアター1階ギャラリーで、優秀作品の展示を行いました。

また、最優秀作品と富士環境保全協会理事長賞受賞作品はポスターにし、公共施設や市内の事業所に配布しました。

(5) イベント出展によるゼロカーボン啓発

令和6年度は、7月28（日）開催の「電車に乗って、きれいなまちへ出発進行！」と10月20（日）開催の「ふじ・エコフェスタ2024」において、市民に『ゼロカーボン』を周知いただくための啓発グッズを配布しました。

(6) 富士市環境アドバイザー制度

富士市環境基本計画に基き、環境問題に対して高い知見を有する方を登録し、派遣を希望する市民等や様々な市の環境事業に派遣する、富士市環境アドバイザー制度を実施しています。

表-16 環境アドバイザーの派遣状況

年度	登録者数（新規登録者数）	延べ派遣人数（回数）	延べ受講人数
平成17年度 ～ 平成26年度	平成17年度31人（31人） 平成26年度56人、10法人	1,443人（629回）※1 144人（63回）※2	35,168人※1 3,517人※2
平成27年度	56人（1人）、10法人	324人（147回）	7,070人
平成28年度	66人（4人）、9法人	319人（143回）	8,512人
平成29年度	68人（2人）、9法人	308人（136回）	6,278人
平成30年度	71人（6人）、9法人	415人（141回）	7,545人
令和元年度	68人（1人）、9法人	393人（146回）	6,831人
令和2年度	70人（2人）、9法人	171人（76回）	2,643人
令和3年度	68人、8法人	246人（99回）	3,065人
令和4年度	58人（3人）、7法人	266人（120回）	3,606人
令和5年度	55人（1人）、8法人	351人（149回）	5,396人
令和6年度	54人（4人）、8法人	256人（109回）	4,594人

※1 10年間の総計

※2 10年間の平均

## 10 公害苦情

### (1) 公害苦情受理件数の推移

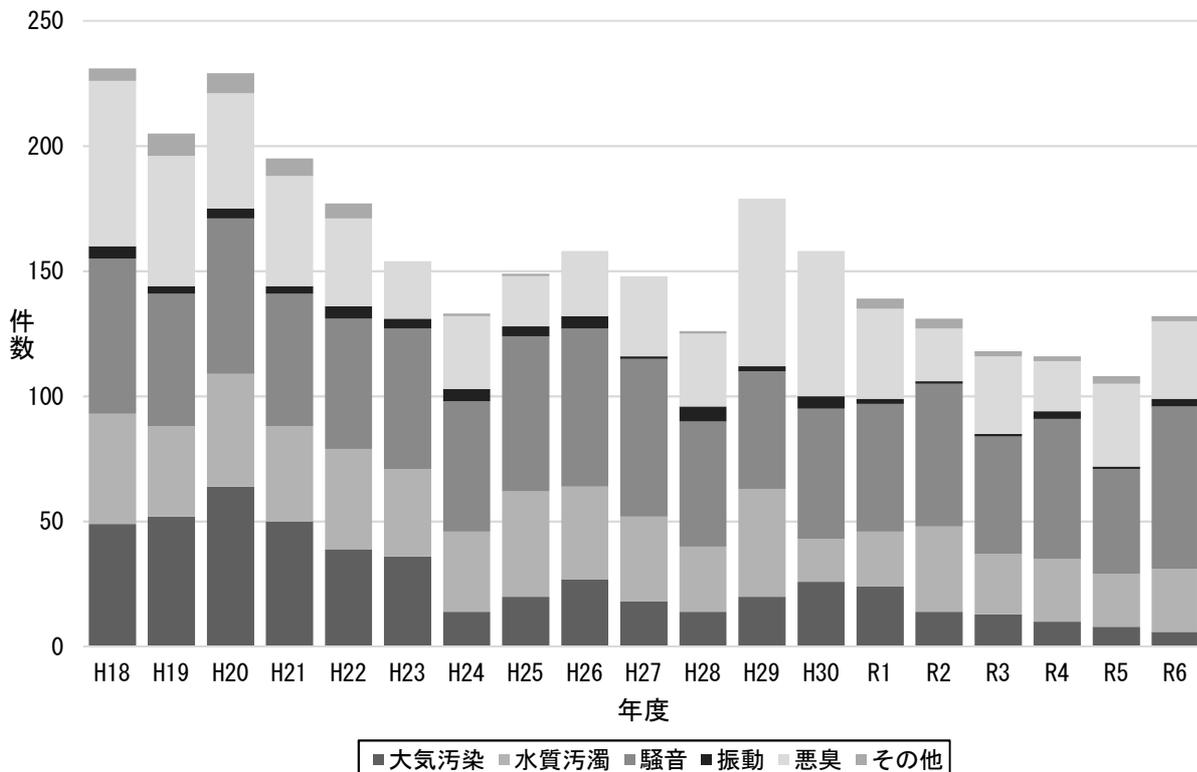
令和6年度における公害苦情件数は、132件でした。

平成18年度以降の公害苦情の種類別受理件数の経年変化は図-5のとおりです。ダイオキシン類の問題が報道された平成11年度以降は焼却による煙(大気汚染)や臭い(悪臭)の苦情が大幅に増加し、平成20年度までは苦情件数が200件を越えていました。平成21年度以降は減少を続け、平成24年度に133件まで下降しました。平成29年度は179件と再び増加し、特に悪臭の苦情が大幅に増加しましたが、平成30年度以降は減少傾向にあります。令和6年度は増加しました。

近年では、全国的に大気汚染や水質の苦情の割合が減少し、騒音や悪臭等の感覚的な苦情の割合が増加する傾向にあります。

令和6年度の苦情件数は、令和5年度と比べて、騒音苦情が23件、水質汚濁苦情が4件、振動苦情が2件増加しましたが、大気汚染苦情が2件、悪臭苦情が2件減少し、全体では24件の増加となっています。

図-2 公害苦情受理件数の経年変化



(2) 公害苦情の発生状況

令和6年度公害苦情の種類別受理件数(表-17)は、大気汚染6件、水質汚濁25件、騒音65件、振動3件、悪臭31件、その他が2件でした。

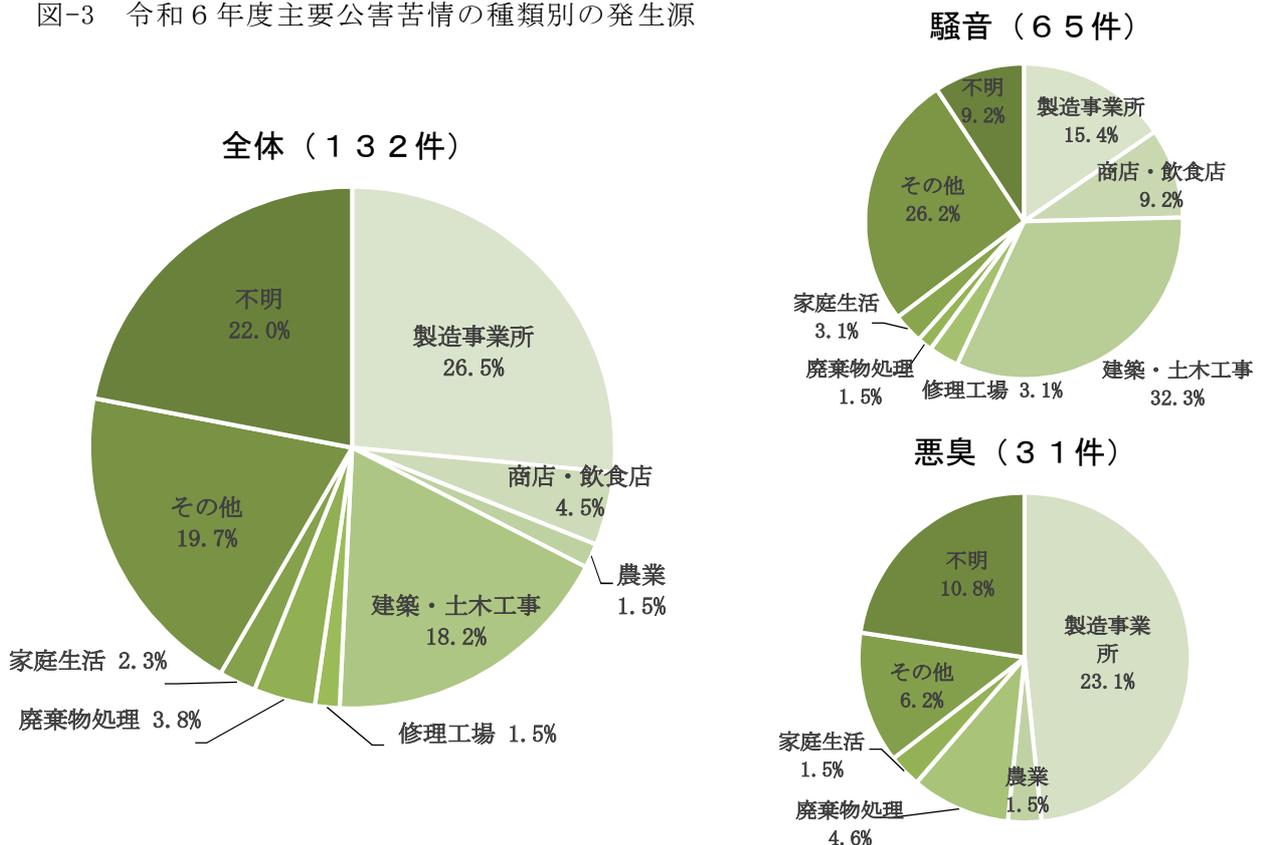
令和6年度公害苦情の種

類別の発生源(図-6)は、製造事業所が全体の27%を占めています。続いて、建築・土木工事に関する苦情が18%でした。製造業、建築・土木工事を合わせると45%となり、全苦情の約半数を占めていました。

表-17 令和6年度公害苦情の種類別受理件数

		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
製造事業所	紙・パルプ	0	3	4	1	4	0	12
	機械・金属等	0	3	5	0	3	0	11
	その他	0	3	1	0	8	0	12
	小計	0	9	10	1	15	0	35
商店・飲食店		0	0	6	0	0	0	6
農業・養豚・養鶏		0	1	0	0	1	0	2
建築・土木工事		2	0	21	0	0	1	24
修理工場		0	0	2	0	0	0	2
廃棄物回収・処分		1	0	1	0	3	0	5
家庭生活		0	0	2	0	1	0	3
その他		2	1	17	2	4	0	26
不明		1	14	6	0	7	1	29
合計		6	25	65	3	31	2	132
構成比 (%)		4.5	18.9	49.3	2.3	23.5	1.5	100

図-3 令和6年度主要公害苦情の種類別の発生源



(3) 公害苦情の月別受理件数、用途地域別受理件数

令和6年度公害苦情の月別受理件数(図-7)は、最も多い月が7月で17件、最も少ない月が8月で5件、平均すると一ヶ月あたり11件でした。例年、窓を開け放つ初夏から気候がよくなる秋口に苦情件数が多くなる傾向があり、逆に、窓を閉め切る夏季、冬季は苦情件数が減少する傾向があります。

令和6年度公害苦情の用途地域別受理件数(表-18)によると、住居の用に供される地域のうち、第一種住居地域のように建築物や業種の規制が比較的緩やかな地域において、苦情が増加している傾向があります。また、工業地域の苦情が全体の約19%を占めていますが、これは、住工混在という本市の都市形態によるものと考えられます。

図-4 令和6年度公害苦情月別受理件数

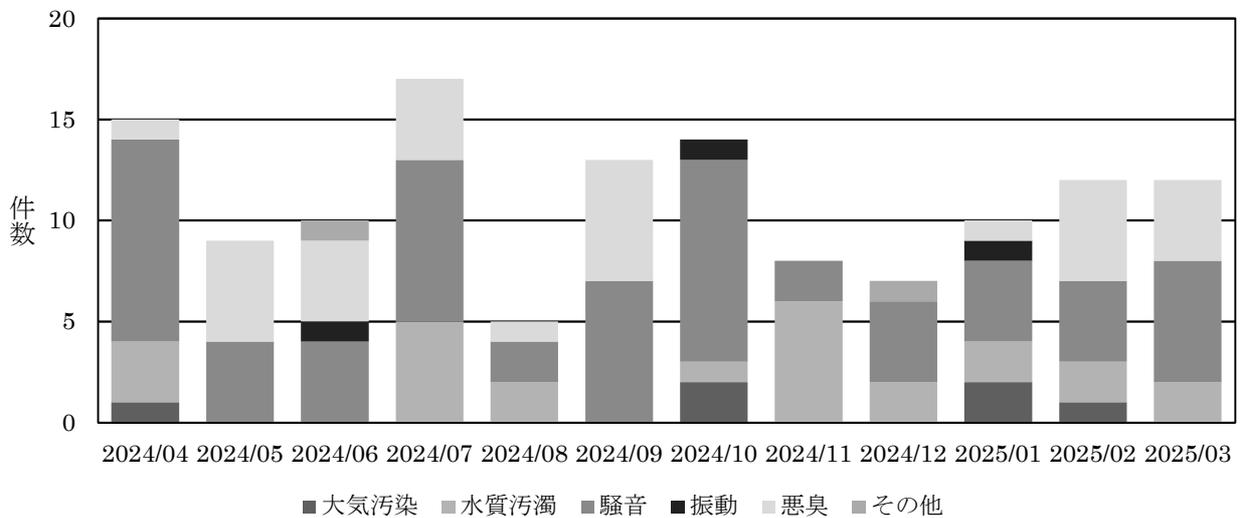


表-18 令和6年度公害苦情用途地域別受理件数

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	1	2	6	0	2	0	11	8.3
第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種中高層住居専用地域	0	0	2	0	1	1	4	3.0
第二種中高層住居専用地域	0	0	6	0	2	0	8	6.1
第一種住居地域	2	2	11	0	4	0	19	14.4
第二種住居地域	0	1	1	0	0	0	2	1.5
準住居地域	0	0	4	0	0	0	4	3.0
近隣商業地域	0	0	3	0	0	0	3	2.3
商業地域	0	0	6	0	0	1	7	5.3
準工業地域	0	1	1	1	0	0	3	2.3
工業地域	2	10	5	0	8	0	25	18.9
工業専用地域	0	3	1	0	1	0	5	3.8
市街化調整区域	1	4	4	1	7	0	17	12.9
不明	0	2	15	1	6	0	24	18.2
合計	6	25	65	3	31	2	132	100

## 1.1 公害関係法令等による届出状況（令和6年度）

### （1）法に基づく届出件数

大気	水質	騒音	振動	ダイオキシン類	土壌	合計
1,490	113	277	260	31	35	2,210

#### ア．大気汚染防止法

ばい煙 発生施設	6条	7条	8条	11条		12条	計
	設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
	8	0	1	17	11	1	
VOC 発生施設	17条の5	17条の6	17条の7	17条の13			計
	設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
	0	0	1	1	0	1	
一般粉じん 発生施設	18条	18条の3	18条の2	18条の13			計
	設置	変更	使用	氏名の変更等	廃止	承継	
	0	0	0	2	0	0	
特定粉じん 作業関係	18条の15第6項			18条の17			計
	事前調査結果報告			特定粉じん排出等作業実施			
	1,422（電子1,422 書面0）			22			
水銀 排出施設	18条の28	18条の29	18条の30	18条の36			計
	設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
	0	0	1	2	0	0	

#### イ．水質汚濁防止法

5条	6条	7条	10条		11条	計
設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	
21	0	49	23	18	2	

#### ウ．騒音規制法

6条	7条	8条	10条		11条	14条	計
設置	使用	数等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	特定建設作業	
4	0	10	24	2	3	234	

#### エ．振動規制法

6条	7条	8条	10条		11条	14条	計
設置	使用	数等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	特定建設作業	
4	0	12	22	1	3	218	

#### オ．ダイオキシン類対策特別措置法

12条	13条	14条	18条		19条	28条	計
設置	使用	構造等の変更	氏名の変更等	廃止	承継	測定報告	
1	0	1	2	2	0	25	

#### カ．土壌汚染対策法

3条			4条	14条	22条		計
報告書提出	調査の猶予	土地の形質変更	土地の形質変更	指定の申請	汚染土壌処理業		
0	3	0	32	0	0		

(2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出件数

第3条 第3項	第4条 第3項	第5条 第3項	第3条 第3項	第6条 第2項	第6条 第2項	第6条の2 第2項	計
公害防止 統括者	公害防止 管理者	公害防止 主任管理者	公害防止 統括者の 代理人	公害防止 管理者の 代理人	公害防止 主任管理者 の代理人	承継	
13	22	1	17	17	1	1	72

(3) 静岡県生活環境の保全等に関する条例による届出件数

大気	水質	騒音	振動	悪臭	合計
6	21	59	42	3	131

ア. 大気関係 (ばい煙/粉じん)

13条/25条	14条/26条	15条/27条	18条/30条		19条/30条	計
設置	使用	構造等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	
0/1	0/0	0/0	0/3	0/2	0/0	0/6

イ. 水質関係

35条	36条	37条	38条	41条			計
設置	有害使用	使用	構造等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	
1	1	0	19	0	0	0	21

ウ. 騒音関係

53条	54条	55条	57条			71条	計
設置	使用	数等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	特定建設作業	
19	0	6	17	6	1	13	59

エ. 振動関係

80条	81条	82条	84条			88条	計
設置	使用	数等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	特定建設作業	
12	0	13	8	0	1	8	42

オ. 悪臭関係

91条	92条	93条	96条			計
設置	使用	構造等の変更	氏名等の変更	廃止	承継	
1	0	0	1	1	0	3

カ. 事前協議関係

大気	水質	計
0 免除 1	0 免除 1	0 免除 2